

公務災害の認定

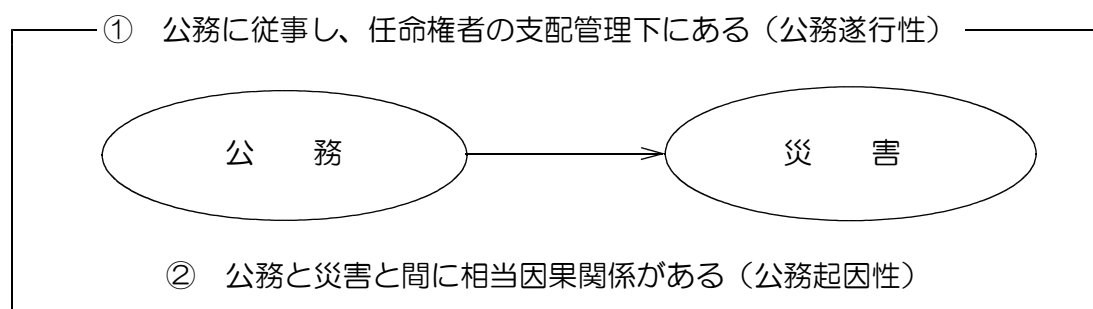
1 公務災害とは・・・

職員に災害が発生した場合には、通常、直ちに応急処置として病院その他で医療上の手当を受けることとなりますが、それが公務災害として補償の対象となるためには、災害が公務上の災害として認定されなければなりません。

公務災害認定の要件

- ① 公務遂行性・・・職員が公務に従事し、**任命権者の支配管理下**にある状況で災害が発生したこと
- ② 公務起因性・・・公務とその災害との間に**相当因果関係**があること

公務災害のイメージ



「相当因果関係がある」とは

「あの職務に従事していなかったならば、その災害は発生しなかったであろうし、その災害が発生しなかったならば、この傷病等は生じなかったであろう」といった**単なる条件関係があるだけでは足りず**、さらに、「そのような職務に従事していたならば、そのような災害が発生しうるであろうし、そのような災害が発生すれば、このような傷病等が生ずるであろう」といった発生後における客観的な蓋然性、すなわち、傷病等の原因のうち、**公務が相対的に有力な原因であると認められること**をいいます。

2 公務上の負傷の認定

負傷の公務上外の認定は、原則として被災職員の公務遂行中に生じたかどうかを判断して行います。これは、負傷の発生が外面的で可視的であり、公務との間に直接的な因果関係の成立が認められるので、公務遂行性が認められれば、特に医学的判断を要せずとも公務起因性が認められるためです。

しかし、公務遂行中に生じた負傷であっても、次のような場合には原則として公務災害とは認められません。

- ◎ 故意又は本人の素因によるもの
- ◎ 天災地変（水害、地震、土砂崩れ、落雷等）によるもの
- ◎ 偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含む）

公務上の負傷の認定基準

（次の①から⑬の場合は原則として公務災害とされます）

① 通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の負傷

ア 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事する場合

- ・サッカー部顧問の教員が、時間外勤務のクラブ活動指導中に負傷した場合等

イ 地方公務員法第 39 条の規定による研修を受けている場合

- ・任命権者が行うものであること。単に一般的な「研修」の名称で公務遂行性を判断しない

ウ 地方公務員法第 42 条の規定による「職員の保健のための健康診断」を受けている場合（一般定期健康診断）

公務遂行性が認められない事例

- ・教員が PTA（任意団体） 主催のバレーボール大会に参加して負傷
- ・外郭団体が行う研修を、職員自身が 自発的に 受講した際に負傷
- ・人間ドックを受診するため、病院の廊下を歩行中転倒し負傷
（人間ドックや法定外健診は、一般に、その受診が 職員の意志に委ねられており、また受診には一定額の 自己負担 が必要とされていることから、任命権者の支配管理下において行われた健康診断とは認められない）

② 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

ア 業務待機中の行為

- ・その行為が業務待機中として著しく社会通念を逸脱したものでないこと

イ 生理的必要行為

- ・用便に行く行為や水等を飲みに行く行為（水等を「飲む」行為自体には公務遂行性は認められない）

ウ 食事のために、勤務公署と食堂との間を合理的な経路及び方法により往復する行為

公務遂行性が認められない事例

- ・喉が渇いたため、勤務公署内の自動販売機でジュース（自分の嗜好による）を買おうと廊下を歩行中に転倒し、負傷
- ・勤務公署から車で 30 分離れた食堂にて昼食を 20 分で済ませ、勤務公署へ戻る途中、交通事故に遭い負傷（食事に要する時間を含めても休憩時間中に往復できる範囲ではない）

③ 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

ア 準備行為

イ 後始末行為

④ 救助行為中の負傷

- ・勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為

⑤ 防護行為中の負傷

- ・非常災害時において勤務場所又はその附属施設を防護する行為

⑥ 出張又は赴任の期間中の負傷

次の場合を除いて、出張中は全行程について包括的に公務遂行性が認められます。

- × 合理的経路又は方法によらない順路にある場合
- × 恣意的行為を行っている場合
- × 出張先の宿泊施設が住居としての性格を有するに至った場合（概ね 1 か月を超える長期滞在）の宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上
……公務災害ではなく、通勤災害として検討する。

公務遂行性が認められない事例

- ・宿泊先のホテルで著しく酔酩して、階段から転落し負傷
- ・宿泊先のホテルのテニスコートで早朝テニスをしていたところ、転倒し負傷
- ・用務まで時間があることから映画を見ようと映画館内を歩行中、転倒し負傷（上記のような行為は、出張に通常伴う行為から逸脱している）
- ・交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路

【出張用務終了後に私的行為を行った後の帰路における災害】

①出張目的 ②私的行為の内容 ③時間的・場所的要素 等、個々の事案ごとに検討し判断するので、事実関係を十分に調査・確認する必要がある。

⑦ 特別の事情下での出勤又は退勤途上の負傷

通常、出勤又は退勤途上の負傷は通勤災害として検討しますが、次の場合の出勤又は退勤途上にある場合の負傷（合理的な経路・方法によらない場合又は遅刻・早退の状態にある場合を除く）は、その通勤自体が使用者の支配拘束力の及ぶ状態下にあるものと解されるため、公務災害として検討します。

- ア 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- イ 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上
- ウ 午後 10 時から翌日の午前 7 時 30 分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上
- エ 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- オ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- カ 引き続いて 24 時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- キ 地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ク 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交代制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上
- ケ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交代制勤務者等にあつては、その日前 1 週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上
- コ アからケまでに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上
 - ・特に命ぜられて 1 時間以上早く早朝出勤する途上の負傷で異常な時間帯に該当しない場合の負傷
 - ・やむをえない特別の事情により、特に命ぜられた出勤時間に遅刻の状態にあつた出勤途上の負傷
 - ・通常の勤務が終了した後に 4 時間以上時間外勤務に服した場合の退勤途上の負傷

⑧ レクリエーションに参加中の負傷

(1) 「レクリエーション」とは、地公法第 42 条の規程に基づき、

- ア 1 又は 2 以上の任命権者が単独で又は共同して、自ら計画及び実施するもの
- イ 任命権者が**地方公務員等共済組合法に基づく共済組合又は条例により設置された厚生福利事業団体で、地方公共団体の長の監督下にあるもの**と共同して行うもの
- ウ その他、任命権者の支配管理の下に行われたもの

(2) 「参加中」とは、所定の時間帯において当該レクリエーションに出場（準備運動を含む。）し、又は応援していることをいいます。

公務遂行性が認められない事例

- ・職場の親睦会が企画したソフトボール大会に参加した際に負傷
- ・期末テスト期間中、午後の授業がないため、勤務時間中に学校長が学校の体育館でバドミントン大会を計画し、参加者負傷

⑨ 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

ア 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるときの負傷

イ 勤務のため、勤務開始前又は終了後に施設構内で行動している場合の負傷

ウ 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合の負傷

- ・ 休憩時間中にキャッチボール中、構内のマンホールの蓋が壊れていたため当該マンホールに落ちて負傷した。

(休憩時間中のキャッチボールは明らかに私的行為であるが、当該事故は設備の不完全によるものであり、もっぱら所属部局の責めに帰すべき事由であるため。ただし勤務を要しない日に私用で出勤した場合には、公務との関連がないので、マンホールに落ちて負傷しても公務外となる)

⑩ 入居が義務づけられている宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷

⑪ 職務遂行に伴う怨恨による負傷

次の二つの要件がいずれも満たされれば、勤務時間外に発生したもののでも公務上の災害として認められます。

ア 加害行為と職務行為との間に相当因果関係が証明されること

- ・ 例えば、警察官や税務職員などの職務は、正常な職権を行使することにより怨恨を抱かせる可能性が一般的に高いと認められており、加害と職務行為との間の因果関係を証明することは比較的容易だが、その他の職員の場合は、この因果関係を明らかに証明できるよう詳細な調査が必要となる。

イ 被災職員の側に重大な挑発行為が存在せず、「けんか」という私怨状態に陥っていないこと

- ・ 加害者も同時に負傷していることで、被災職員自身も加害者となっている場合などは、いわば「けんか」とみるべき場合がある。災害の原因が私怨に発展していることが多いため、発端は職務と関連があっても、職務との相当因果関係は既に失われているとみるのが通常である。

⑫ 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

例えば、公務上の傷病の療養中に生じた災害で、当初の傷病と、その療養中に公務によらない災害によって加重し又は増悪した傷病との間に相当因果関係が認められる場合には、公務起因性が認められます。

公務起因性が認められない事例

- ・ 公務上の災害で足を骨折し、ほぼ癒合してきたため釣りに出かけたが、釣り船に飛び乗った際に再び同部位を骨折した（本人の恣意的行為が負傷部位に負荷を与えた）
- ・ 公務上の傷病の治癒通院のためバスを利用したところ、バスが急ブレーキをかけたため転倒し、頸椎を捻挫した（転倒の原因はバスの急ブレーキにある）

⑬ その他、公務と相当因果関係をもって発生した負傷

3 公務上の疾病の認定

地方公務員災害補償法上の疾病は、

- (1) 公務上の負傷に起因する疾病
- (2) 職業病
- (3) 公務に起因することが明らかな疾病

に分けられ、公務上外の判断にあたっては、公務上の負傷の場合と異なり、公務起因性（＝相当因果関係）が問題となります。このうち公務上の負傷に起因する疾病は、医学的に発生機序が明らかであることが多く、職業病は、有害作用を受ける公務と、これに起因して生ずる疾病との間に医学的な因果関係の存在が確立されています。対してその他の疾病は、発病に関して公務以外の原因（素因や基礎疾患、既存疾病など）が関与することが多いため、公務が相対的に有力な原因として作用したことが認められる場合に限り、公務上の災害として取り扱われます。

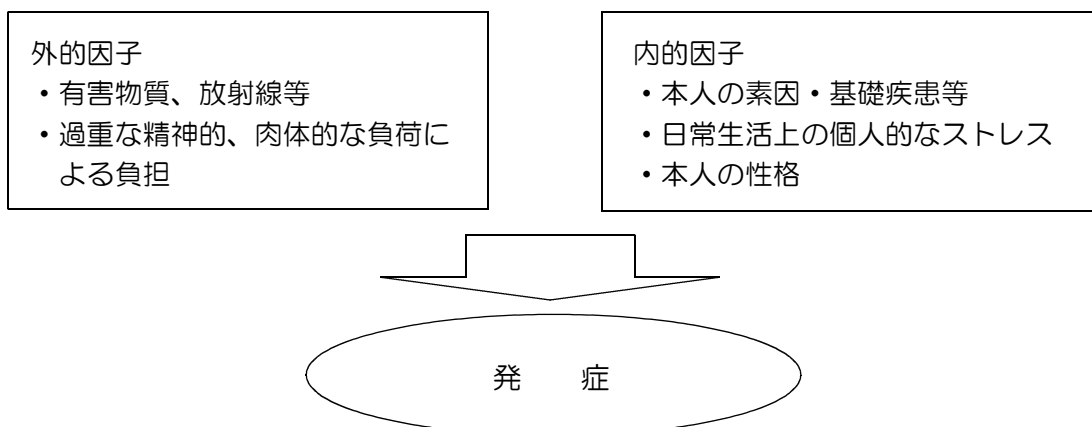
機会原因

疾病が、任命権者の支配管理下にあったことを単なる機会として発症した場合、すなわち「この業務に従事していなかったとしても、他に何らかの機会があれば、又は他に何らかの機会がなくても、なお発症したであろう」と認められる場合には、**相当因果関係の条件関係が欠けている**ことから、公務上の疾病とは認められません。このような場合には、任命権者の支配管理下にあったことを、当該疾病に対する「**機会原因**」といいます。

公務起因性が認められない事例

例えば、自宅においても、階段の上り下りや、バケツで水を運ぶときなど、ちょっとしたはずみで下腹部に力が入ると鼠径ヘルニア（脱腸）を起こす人がいます。このような素因をもった職員が公務遂行中にちょっとしたはずみで鼠径ヘルニアを発症したとしても、それは公務を機会として発症したに過ぎないもので、公務起因性が認められず、公務外の災害となります。

疾病のイメージ



(1) 公務上の負傷に起因する疾病

- ア 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合
- イ 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷により素因が刺激されて発病した場合
- ウ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晚発病する程度であった者が、その負傷によって発病の時期を著しく早めた場合
- エ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷によって疾病を著しく増悪した場合

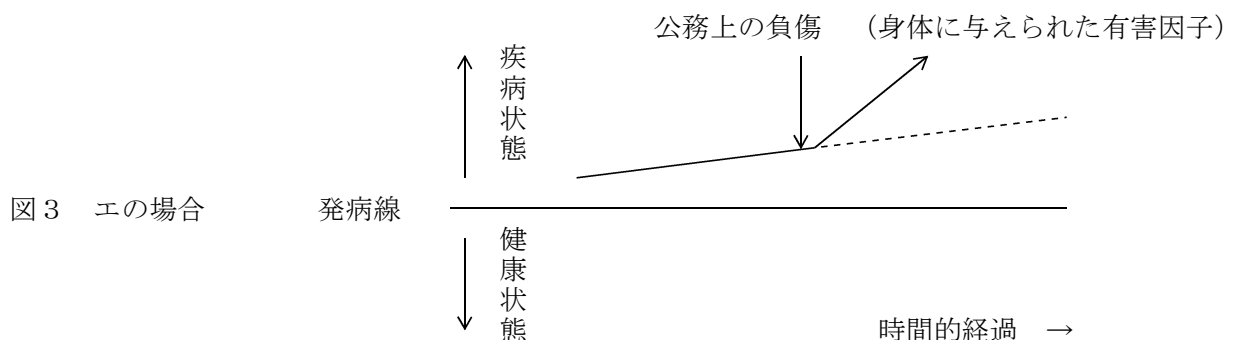
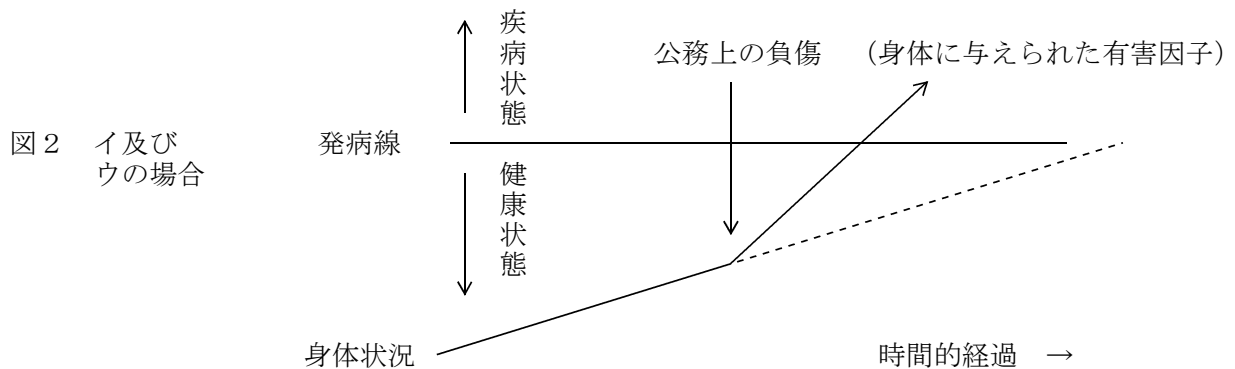
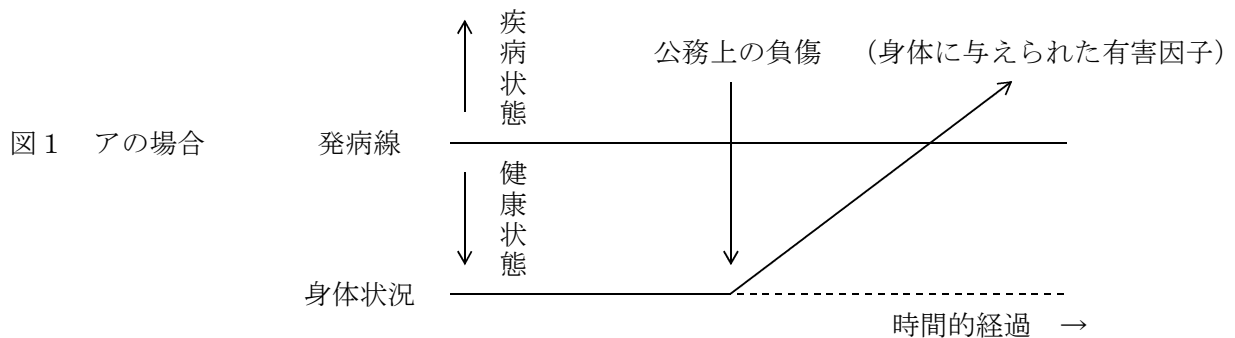


図1の場合は、通常、発病の原因である身体に加わった有害因子が顕著にとらえられるので、認定は比較的容易であって、その有害因子が公務上の負傷によるものであれば公務上の疾病となります。

図2の場合は、素因の程度が高い場合はごくわずかの有害因子により、又はこれといった有害因子がなくとも発病に至るので、発病の直接の原因を確定することが困難な場合が少なくありませんが、公務上の負傷による有害因子により発病の時期を著しく促進したと認められる場合は公務上の疾病となります。

図3の場合も同様に、公務のために通常の経過をたどらず急速に著しい増悪を来した場合は公務上の疾病となります。

※ 認定にあたっての確認事項

- ◎ 負傷と疾病との間に、部位的に医学上の関連性が認められること
- ◎ 疾病の種類及び程度が負傷の性質（挫傷、打撲等）及び強度からみて医学的に妥当と認められること
- ◎ 負傷の時期と疾病の発症もしくは増悪との間に医学上妥当な時間的關係が認められること
- ◎ 公務上の負傷の他に有力な疾病の発症、増悪原因が認められないこと

腰痛の認定について

腰部は常に体重の負荷を受けながら、曲げたり、伸ばしたり、回旋したりと動作を行っているため、腰痛は日常生活や仕事を問わず、また腰部に作用した力の程度にかかわらず発症し、加齢により体幹の支持機構が弱くなるためにも起こることが多く、腰痛については、職務遂行中に発症したからといって、必ずしも公務災害になるものではありません。

公務上の負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。）に起因して発症した腰痛で、次に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、医学上療養を必要とするものは、公務上の負傷に起因する疾病として取り扱われます。

- ◎ 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる**通常の動作とは異なる動作**による腰部に対する**急激な力の作用**が、公務遂行中に**突発的な出来事**として生じたと明らかに認められるものであること。
- ◎ 腰部に作用した力が
 - ① 腰痛を**発症させた**
 - ② 腰痛の**既往歴を再発させた**
 - ③ **基礎疾患を著しく増悪させた**

のいずれかであると医学的に認めるに足りるものであること。

【「急性症状のみ公務上」という認定とは】

腰痛の既往歴又は基礎疾患（椎間板ヘルニア、変形性脊椎症など）がある場合で、腰痛そのものは消退又は軽快している状態にあるとき、公務遂行中に災害性の原因により再び腰痛を発症させ、又は増悪させ、療養を要すると認められる場合においては、急性症状のみを公務上と認定することがあります。**腰痛の急性症状が消退したと認められるまでの期間に限って、公務災害として取り扱われます。**

(2) 職業病

次のアからカに掲げる職業性疾病は、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証（公務以外の事由によって発病したという証明）のない限り公務上のものとされます。すなわち、**一定の業務に従事する場合には、その従事する職員に特定の疾病が発症することが確実である**ところから、この場合に該当すれば、個別に感染経路等の発症原因が特に明らかにされなくても公務上とみなされます。

- ア 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病及びこれらに付随する疾病
- イ 身体に過度の負担のかかる作業態様に従事したため生じた疾病及びこれらに付随する疾病
- ウ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた疾病及びこれらに付随する疾病
- エ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は基金の定めるじん肺の合併症
- オ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた疾病及びこれらに付随する疾病
- カ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病及びこれらに付随する疾病

(3) 公務に起因することが明らかな疾病

上記、「公務上の負傷に起因する疾病」及び「職業病」に掲げるもののほか、次に掲げる疾病は公務に起因することが明らかな疾病として取り扱われます。

- ア 伝染病又は風土病に罹患するおそれのある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
- イ 健康管理上の必要により任命権者がとった措置により発生した疾病
- ウ 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病
- エ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの
 - (ア) 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき
 - (イ) 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
 - (ウ) 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
- オ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病
- カ 所属部局の提供する飲食物による食中毒
- キ アからカまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

心臓・脳血管疾患の認定について

心臓・脳血管疾患等（負傷に起因するものを除く。）は、基礎となる高血圧、動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤等の基礎的病態（以下「血管病変等」という。）が加齢や一般生活等における諸種の要因（危険因子）によって増悪し、発症に至る場合がほとんどで、職場、自宅の別はもとより、勤務中、休息中、睡眠中の別なく発症するものであるという医学的知見から、認定基準により、血管病変等をいわゆる自然的経過を越えて急激に著しく増悪させ、発症原因とするに足る強度の精神的、肉体的な負荷（過重負荷）を受けたことが必要であるとされており、当該心臓・脳血管疾患等の発症にあたって公務が相対的に有力な原因であると判断される場合には公務との相当因果関係が認められ、公務上の災害として取り扱われるものとされています。

公務による明らかな過重負荷と認められるためには、

- ① 発症前に、業務に関連してその発生状況を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事に遭遇したこと
 - もしくは、
 - ② 発症前に、通常の日常の業務（被災職員が占めていた職に割り当てられた職務のうち、正規の勤務時間内に行う日常の業務をいう。）に比較して特に過重な業務に従事したことが発症前に認められること。
- が必要となります。

そして、過重負荷を受けてから症状の顕在化までの時間的間隔が医学上妥当であることが要件とされています。

4 公務上の障害又は死亡の認定

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じた障害又は死亡は、公務上のものとなります。